ACSES ニュースレター_２３４３号（2022 年 6 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（19 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇東京・国分寺市のクリニックでモルヒネ 100 倍　モルヒネ 100 倍誤処方　患者死亡 医師ら書類送検〈Web 報道〉
◇徳島市民病院で異臭と煙　救急対応と手術を中止〈Web 報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気カーペットで火災等〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・赤く変色した川、有害物質「シアン」検出…魚数十匹が死んだ原因は「アンモニア濃度」の可能性〈新聞報道〉
・「日本語」問題も流出か　男２人再逮捕、一橋大入試不正―警視庁〈Web 報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 215 号）〈官報〉
・前立腺がんと放射線被ばくに関する医学的知見の公表等について～労災請求を受け、国際的な報告や疫学調査報告等を分析・検討して報告書を取りまとめ～〈厚生労働省〉
・大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する 検討会報告書の公表〈総務省消防庁・国土交通省〉
・居酒屋店員、店のサンダルはいて階段で転倒　運営会社に賠償命令〈新聞報道〉
・柔道整復療養費に係る明細書を無償交付する施術所について〈厚生労働省〉
・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～の動画を公開しました。〈文部科学省〉
・「オンラインゲームに関する消費生活相談対応マニュアル」を公表しました〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[大災害対策]
・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果〈総務省消防庁〉
[福島原発事故]
・中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第22号）〈官報〉
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９５報）〈厚生労働省〉
・大熊町における避難指示区域の解除に伴う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正について〈環境省〉
・福島 大熊町 帰還困難区域の一部で避難指示 解除〈放送報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～〈厚生労働省〉
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 98 号）〈官報〉
[4] 健康安全

胡瓜（キュウリ）

◇熱中症対策に「手のひら冷却」を〈放送報道〉

［5］医薬品

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 216 号）〈官報〉

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 217 号）〈官報〉

［6］農薬

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。〈農林水産消費安全技術センター〉

［7］食品安全衛生関係

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第 3 号）〈官報〉

◇食品安全情報(化学物質)No.１３(2022)を掲載しました。〈国立医薬品食品衛生研究所〉

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）〈国立医薬品食品衛生研究所〉

［8］温暖化対策関係

◇「カーボン・クレジット・レポート」及び本年 9 月から実施するカーボン・クレジット市場の実証事業に係る制度骨子が公表されました〈経済産業省〉

◇温暖化進めば…　あと 30 年で「前代未聞」の大干ばつが常態化か〈新聞報道〉

◇脱炭素の強化求める株主提案、5 社すべてで否決　3 割近い賛成の案も〈新聞報道〉

［9］エネルギー問題

◇我が国の石油・天然ガスの自主開発比率(令和３年度)を公表します〈経済産業省〉

［10］調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　３件　　［公募結果、意見募集結果］　１件

［11］その他省庁発表　　４件

［12］関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　７件　　［開催記録、報告、資料等］　６件

［13］その他

◇インフルエンザ、感染症関係：１件　　◇薬物関係：２件

****

［1］***<u>化学物質関係事故、事件関係</u>***

◇<u>東京・国分寺市のクリニックでモルヒネ 100 倍　モルヒネ 100 倍誤処方　患者死亡 医師ら書類送検</u>

＜ＦＮＮプライムオンライン　2022 年 6 月 30 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/382470

患者に必要な量の 100 倍ほどのモルヒネの薬を処方し、患者を死亡させた業務上過失致死の疑いで、東京・国分寺市のクリニックの医師らが警視庁に書類送検された。

業務上過失致死の疑いで書類送検されたのは、「武蔵国分寺公園クリニック」の医師(40 代)と近くの調剤薬局の薬剤師(60 代)。

医師らは 2021 年､都内の 93 歳の男性がクリニックを受診した際に､必要な量の 100 倍ほどのモルヒネを処方し、男性を死亡させた疑いが持たれている。

男性は処方された 1 週間後にモルヒネ中毒で死亡していた。

警視庁によると、医師が電子カルテの入力を誤って処方し、薬剤師は処方箋の通りに調剤していた。

2 人は任意の事情聴取に対し、容疑を認めている。

◇徳島市民病院で異臭と煙　救急対応と手術を中止

＜産経ニュース　2022 年 6 月 29 日＞

https://www.sankei.com/article/20220629-BFUMTLXZLVOWDKF653TWBOZ5QE/

徳島市民病院は２９日、地下２階のボイラー室で焦げたような異臭と煙を確認したと発表した。ボイラーの運転を止めると収まった。出火は確認されず、けが人はいなかった。ボイラー室から送られる蒸気が手術器具の滅菌に必要なため、３０日まで救急患者の受け入れを停止し、予定されていた３６件の手術を延期する。安全が確認され次第、再開する。

病院によると、手術の必要のない入院患者の受け入れや外来診療は通常通り実施する。消防などが原因を調べている。病院は「ご心配をかけ申し訳ない」とのコメントを発表した。

２９日午前７時２０分ごろに火災報知機が作動し、病院側が関係業者や消防に連絡した。外来患者らをボイラー室から離れた場所に一時避難させた。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:電気カーペットで火災等

＜消費者庁　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029314/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220628_01.pdf

１．ガス機器・石油機器に関する事故：３件

（うち屋外式（ＲＦ式）ガスふろがま（都市ガス用）１件、ガスカートリッジ分離型ガスこんろ１件、ガスこんろ（都市ガス用）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：６件

（うちスチームアイロン１件、バッテリー（リチウムイオン、電動アシスト自転車用）１件、液晶テレビ１件、コーヒーメーカー１件、電子レンジ１件、電気カーペット１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：８件

（うちバッテリー（リチウムイオン、電動工具用）１件、電気衣類乾燥機１件、ポータブル電源（リチウムイオン）１件、自転車１件、エアコン１件、エアコン（室外機）１件、靴１件、携帯電話機（スマートフォン）１件）

◇事故、事件の続報

・赤く変色した川、有害物質「シアン」検出…魚数十匹が死んだ原因は「アンモニア濃度」の可能性

＜読売新聞　2022 年 6 月 30 日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220629-OYT1T50343/

千葉県君津市の日本製鉄東日本製鉄所君津地区で敷地内のタンクが破損して処理水が流出した問題で、県は２９日、水質分析の結果、一時的に有害物質シアンが検出されたと発表した。現在は確認されておらず、健康被害の報告もないとしている。

県などによると、同製鉄所君津地区から１９日に「敷地内でタンクが破損し、赤色の処理水が漏れ出した」との報告があった。タンク内には、コークス炉から発生するガスを洗浄した液体約３０００立方メートルが貯蔵されており、その一部が流出したという。同製鉄所の南側水路や、水路と合流する小糸川などで水が赤く変色し、魚数十匹が死んでいた。

県による水質分析は、２０、２２、２４日の３回に分けて実施された。２０日には小糸川管理橋付近で１リットルあたり０・２ミリ・グラムのシアンが確認されたが、それ以降は検出されなかったという。

リンや窒素の含有量についても、２０日時点では基準より高い値が検出されていたが、県は人体に害はないとしている。

川と水路の水は、生活用水としては使われていない。魚が死んだのは、処理水の流出で一時的に水路や川のアンモニア濃度が高まったことが原因になった可能性があるという。

同製鉄所も処理水の流出後、排水口付近の水質分析を行い、２１日と２２日に取水したサンプルでシアンが検出されたと公表している。

・「日本語」問題も流出か　男２人再逮捕、一橋大入試不正―警視庁
＜時事ドットコム　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022062900613&g=soc
一橋大（東京都国立市）で１月、外国人留学生向けの入学試験中に数学の問題が流出した事件で、警視庁国際犯罪対策課は２９日、日本語の問題用紙も撮影して外部に送信していたなどとして、偽計業務妨害容疑で、いずれも中国人の受験生王嘉※（※王へンに路）（２２）、大学院生李歳寒（２８）両容疑者を再逮捕した。２人とも黙秘しているという。
　再逮捕容疑は１月３１日、一橋大の私費留学生の入試中、日本語の試験科目の問題を撮影した動画を外部に送信するなどした疑い。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 215 号）
　　［官報］　令和 4 年 6 月 28 日　号外　第 138 号　　2～3 頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628g00138/20220628g001380002f.html

---

・前立腺がんと放射線被ばくに関する医学的知見の公表等について
～労災請求を受け、国際的な報告や疫学調査報告等を分析・検討して報告書を取りまとめ～
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞
https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Y6oa1MA7YwpMKBY
厚生労働省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」(座長：東京医療保健大学 明石 真言) は、このたび、前立腺がんと放射線被ばくとの関連について、現時点の医学的知見を報告書として取りまとめましたので、公表します。
　この報告書は、放射線業務従事者に発症した前立腺がんの労災請求があったことを受け、業務が原因かどうかを判断するために、国際的な報告や疫学調査報告などを分析・検討し、取りまとめたものです。報告書の概要と、この報告書を踏まえた前立腺がんと放射線被ばくに関する当面の労災補償の考え方は「資料１」のとおりです。
　この公表は、労災認定の要件を満たせば労災補償が受けられること等を、広く周知することを目的としています。今後とも医学的知見の収集に努めていきます。
　また、令和３年９月８日に公表した、悪性黒色腫・咽頭がんと放射線被ばくに関する医学的知見の報告書について、一部誤植があったため、「資料４」のとおり訂正いたします。
　この訂正は、個別文献の検索条件の表記に誤りがあったもので、検索により抽出された文献数やレビュー内容に変更はなく、報告書の結論にも変更は生じません。

・大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策等に関する 検討会報告書の公表
＜総務省消防庁・国土交通省　2022 年 6 月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220628_yobou_1.pdf
令和３年 12 月 17 日に大阪市北区において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことか ら、総務省消防庁と国土交通省では、「大阪市北区ビル火災を踏まえた今後の防火・避難対策 等に関する検討会」において、階段が一つしか設けられていないビルにおいて今後取り組むべ き防火・避難対策等について検討してきました。 このことについて、今般、報告書がとりまとめられましたので公表します
１ 検討結果のポイント（詳細は別添参照）
○ 火災シミュレーションによる避難可能性の検証の結果
火災発生時には、速やかに火災発生場所と避難場所を閉鎖の確実性に配慮された扉で区画することが効果的。
○ 今後の防火・避難対策等の基本的な考え方
① 大阪市北区ビル火災は、以下の理由から、建物における失火等の現行法令が想定する「一般的な火災」ではなく、「特殊な火災」にあたるものと考えられる。

(1) 建物内に存することが通常は考えられない大量のガソリンに着火した火災であり、一般の建物における可燃物の火災に比べ、延焼拡大が極めて速いものであったと考えられること。
(2) 在館者の避難を困難とする方法で放火されたものであること。
② このような特殊な火災に係る対策は、社会への負担の大きさを鑑み、規制的な手法によらず、誘導的な対策を基本とすべき。
③ 今般の火災建物のような直通階段が一つの建築物は、構造上、リスクを常に抱えており、リスクを平時から下げることが必要。
○ 具体的な対策
【直通階段が一つの建築物に係る対策】
・ 直通階段から離れた位置にある居室等の退避区画化等が有効。また、こうした建築物を対象とした避難行動のガイドラインを示すべき。
・ 既存不適格建築物に関する制限の合理化措置により、増改築等時の遡及適用に係る負担を軽減しつつ、現行基準に準じた性能向上を促進することが有効。
・ 消防法令違反が確実に是正されるよう重点的に立入検査を実施するとともに、違反については、法的手段による厳格な措置を徹底するべき。
・ 建築基準法に基づく定期調査報告制度の指定可能対象範囲を拡大するとともに、継続的に建築基準法令違反の是正指導等に取り組むべき。
【研究開発】
・ ガソリン等による火災の被害軽減に資する製品の技術開発を促進することが有効。
【危険物の取扱い】
・ 現在義務付けられている顧客の本人確認等の適正な運用等を徹底するべき。
２ 今後の予定
総務省消防庁及び国土交通省では、本検討結果を踏まえ、直通階段が一つの建築物向けの火災安全改修や避難行動のガイドラインの策定、消防法令違反及び建築基準法令違反の是正強化などの対策を講じることとしています。
３ その他
報告書の全文は、総務省消防庁ホームページに掲載します。
（https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-109.html）

・居酒屋店員、店のサンダルはいて階段で転倒　運営会社に賠償命令
＜朝日新聞　2022年6月29日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ6Y6KS3Q6YUTIL042.html?iref=comtop_7_04
　居酒屋が入るビルの外階段を店のサンダルで下りていたら転んでけがをしたとして、従業員が、居酒屋を運営する第一興商（東京、東証プライム上場）に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が29日、東京高裁であった。志田原信三裁判長は、請求を棄却した一審・横浜地裁判決を変更し、約322万円の支払いを同社に命じた。現場の階段では転倒が多発していたなどとして、「危険が予見できた」と述べた。
　第一興商は取材に「現在判決を精査中」としてコメントできないとした。
　高裁判決によると、現場は横浜市中区のビルの外階段で、2階と3階に同社の店舗が入る。
　従業員は2018年8月、外履き用に用意されていたサンダルを履いて3階から2階に下りる際に転び、右手や腰にけがをした。2カ月間休職したが、指のしびれなどの後遺症が残った。
　階段は食材やゴミを運ぶのに使い、当日は雨でぬれていたという。
　21年11月の一審判決は「足元を十分注意しなかったのが原因だ」として原告の請求を棄却した。
高裁はなぜ一転して店の責任を認めたのか
　だが、この日の高裁判決は…

・柔道整復療養費に係る明細書を無償交付する施術所について
＜厚生労働省　2022年6月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c5ZfduK4LhLGWvPhY

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成９年４月 17 日付け保険発第 57 号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）」（平成 22 年５月 24 日付け保医発 0524 第３号）に基づき、「明細書無償交付の実施施術所に係る届出書」又は「明細書無償交付の実施取りやめに係る届出書」の提出があった施術所は、今後本ページに掲載します。

・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等について～教員を目指す学生の皆さんへ～の動画を公開しました。
＜文部科学省　2022 年６月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghMac7QsddbolbE

・「オンラインゲームに関する消費生活相談対応マニュアル」を公表しました
＜消費者庁　2022 年６月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/029257/

□*大災害、原発事故対策*

[大災害対策]

・避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果
＜総務省消防庁　2022 年６月 28 日＞
https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/220628_bousai_1.pdf

内閣府及び消防庁では、市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の 作成等に係る取組状況について調査を実施し、この度、令和４年１月１日現在の状況 を取りまとめましたので公表します。

市町村における調査結果の概要

【避難行動要支援者名簿関係】
○市区町村（1,740 団体(※)）のうち、作成済団体は、1,739 団体（99.9%）
なお、令和４年４月１日では、残りの１団体は作成済みとなり、作成済団体は 1,740 団体（100%）
※避難指示により全町避難が続いている福島県双葉町を除く市区町村
○作成済団体のうち、平常時からの名簿情報提供団体は、1,557 団体（89.5%）
○名簿掲載者に占める、平常時からの名簿情報提供者の割合は、40.1%

【個別避難計画関係】
○令和３年５月に個別避難計画の作成が、市町村の努力義務とされてから約７か月の期間に、庁内の連携、庁外との連携、ケアマネジャーなど福祉専門職の参画、優先度の考え方の整理、計画を活用した避難訓練など、実効性のある個別避難計画作成に向けた取組が進められた。具体的な状況は、以下のとおり。全国の市町村のうち、実効性のある個別避難計画作成に向けた取組を進めている団体は 1,520 団体（87.3%）
・うち、庁内の連携に取り組む団体は 1,444 団体（82.9%）
・うち、庁外との連携に取り組む団体は 1,349 団体（77.5%）
・うち、ケアマネジャーなどの福祉専門職の参画に取り組む団体は 1,138 団体（65.4%）
・うち、個別避難計画を活用した訓練に取り組む団体は 544 団体（46.6%（※））
※母数は、個別避難計画を１件以上策定している市区町村（1,167 団体）
○個別避難計画の未策定団体は 574 団体（33.0%）であるが、令和４年度末には 288 団体（16.5%）となる予定

〈参考〉避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査

[福島原発事故]

・中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（環境省令第 22 号）
［官報］　令和４年６月 28 日　本紙　第 764 号　２頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628h00764/20220628h007640002f.html
改正条文の見出し：（中間貯蔵に係る福島県の区域）

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２９５報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1aaAQ3soxaQBHchY
１　自治体の検査結果
小樽市、岩手県、宮城県、仙台市、いわき市、茨城県、宇都宮市、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、長野県、岐阜　市、静岡県、浜松市、滋賀県、京都府、大阪市、枚方市、東大阪市、奈良県
※ 基準値超過　２件
検査結果（Excel：159 KB）
No.　68　宮城県　ゼンマイ　（Cs ： 110 Bq / kg ）
No.　69　宮城県　ゼンマイ　（Cs ： 770 Bq / kg ）
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
※　基準値超過　なし

・大熊町における避難指示区域の解除に伴う中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の一部改正について
＜環境省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00073.html
---

・福島 大熊町 帰還困難区域の一部で避難指示 解除
＜NHK　2022 年 6 月 30 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220630/k10013694971000.html
東京電力福島第一原発が立地する福島県大熊町の帰還困難区域の一部で、11 年余りにわたって続いてきた避難指示が 30 日に解除されます。
30 日に避難指示が解除されるのは、大熊町にある JR 常磐線大野駅周辺の 8.6 平方キロメートルの地域で、震災前には、当時の町の人口の半数に当たる、およそ 6000 人が暮らしていました。
大熊町では原発事故のあと、町の面積の 6 割が放射線量が比較的高いとして、帰還困難区域に指定されました。
その後、一部の地域が「特定復興再生拠点区域」に認定されて、先行して除染などが進められ、28 日に政府の原子力災害対策本部が、この地域の避難指示を解除することを決めました。
30 日は、午前 9 時の解除に合わせて、JR 大野駅前で、警察や消防などによる防犯パトロールの出発式が行われます。
大熊町では、避難先の会津若松市で授業を行っている義務教育学校が、来年春には町内に戻る予定で、今後、住宅や商業施設などの整備も進められます。
しかし、町の半分の面積は、引き続き帰還困難区域として避難指示が出ています。
去年 11 月に復興庁が行った住民の意向調査で「戻りたいと考えている」と答えた人は 1 割にとどまっていて、住民の帰還と新たなまちづくりを、どう進めるかが課題となります。
****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyLrwlYMmqZy7nBVY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年６月 29 日版）
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m363ngpQxvousi0JY
・新型コロナウイルス　ゲノムサーベイランスによる系統別検出状況を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=h2KrghZM2uYyrgoVY
・「都道府県別の懸念される変異株の国内事例数(ゲノム解析)」を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2z733koQhrpu8ldJY

［対策・予防］

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の対象となる休業期間及び申請期限について
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Y6oa1MA7YwpNiBY

・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 99 号）

［官報］　令和 4 年 6 月 28 日　特別号外　第 59 号　2～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628t00059/20220628t000590002f.html

〇厚生労働省令第 99 号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 6 月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌┌

附　則

第十五条の四の三　第百二条の三第一項第一号イに該当する事業主であって、同項第二号イ巾の対象期間（以下この条において「対象期間」という。）の初日が令和二年一月二十四日から令和四年九月三十日までの間にあり、かっ、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされたもの（以下この条において「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に係る対象期間（以下この条において「新型コロナウイルス感染症特例対象期間」という。）については、第百二条の三第三項ただし書の規定は、適用しない。

２　（略）

３　新型コロナウイルス感染症関係事業主に係る第百二条の三第一項第二号の規定の適用については、同号イ中「㈲に規定する判定基礎期間の初日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間か六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」と、同号イ(1)(i)中「当該事業主が指定した日（前号イに該当するものとして過去仁雇用調整助成金の支給を受けたことがある事業主にあっては、当該指定した日が当該事業主の直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して一年を超えているものに限る。）から起算して一年」とあるのは「当該事業主が指定した日から起算して一年（当該事業主が指定した日が令和二年一月二十四日から令和三年九月三十日までの間にある場合は、当該事業主が指定した日から令和四年九月三十日まで）」と、同号ロ中「出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等」とあるのは「解雇を予告された被保険者等」とする。

４・５　（略）

６　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年五月一日から令和四年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等については、同条第二項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる休業等の区分に応じて、当該各号に定める額を支給するものとする。

一・二　（略）

三　令和四年三月一日から同年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等当該休業等に係る第百二条の三第二項第一号の規定により対象被保険者に支払った手当又は賃金の額に相当する額として算定した額の三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）の額（その額を当該手当の支払の基礎となった日数で除して得た額が九千円を超えるときは、九千円に当該日数を乗じて得た額）に訓練費を加算した額

７～10　（略）

11　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下この項及び第十三項並びに第十七条の二の五第二項第二号において「特措法」という。）第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域（以下この項及び第十七条の二の五第二項第二号において「対象区域」という。）の属する都道府県の知事が対象区域について特措法第三十二条第一項第一号に掲げる期間に特措法第十八条第一項に規定する基本的対処方針（第十三項において「基本的対処方針」という。）に沿って行う新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号。第十三項において「特措法施行令」という。）第十一条第一項に規定する施設における休業、営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（令和三年一月八日から令和四年九月三十日までに行ったものであって、対象区域にある施設におけるものに隴る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行った事業主が行った同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項の適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、二万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とする。

12　（略）

13　特措法第三十一条の四第一項第二号に掲げる区域のうち職業安定局長が定める区域（以下この項において「重点区域」という。）の属する都道府県の知事が特措法第三十一条の六第一項に基づき定める期間及び区域重点区域にあるものに限る。）において基本的対処方針に沿って行う特措法施行令第十一条第一項に規定する施設における営業時間の変更、当該施設の収容率若しくは当該施設を利用できる人数の制限又は飲食物の提供を控えることその他職業安定局長が定める措置の実施の要請を受けて、新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の当該期間中に判定基礎期間の初日がある休業等（令和四年九月三十日までに行ったものであって、重点区域にある施設におけるものに限る。以下この項において同じ。）及び当該休業等を行った事業主が行った同号イに規定する対象被保険者の当該期間の末日の翌日から当該期間の末日の属する月の翌月の末日までの期間中に判定基礎期間の初日がある当該要請を受けた施設における休業等に対する第六項の適用については、同項第一号中「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、二万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号中三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号中「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは「一万五千円」とする。

14　（略）

15　新型コロナウイルス感染症関係事業主であって、特に業況が悪化しているものとして職業安定局長が定める要件に該当するものが行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和三年一月八日から令和四年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等に対する第六項の適用については、同項第言万中三一分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、二万三千五百円」とあるのは「一万五千円」と、同項第二号申「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「一万万一千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第三号申「三分の二（中小企業事業主にあっては、五分の四）」とあるのは「五分の四」と、「九千円」とあるのは二万五千円」とする。

16　（略）

17　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の休業等に係る同号及び同条第三項の規定の適用については、同号イ⑵(i)中「行われるもの」とあるのは「行われるもの若しくは労働者の雇用の安定を図るために必要なものとして職業安定局長が定めるもの」と、同号イ⑸中「十五分の一」とあるのは「三十分の一」と、「二十分の一」とあるのは「四十分の一」と、「以上となるもの」とあ

るのは「以上となるもの又はこれに準ずるものとして職業安定局長が定める要件に該当するもの」と、同項本文中「百日」とあるのは「百日に令和二年四月一日から令和四年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業等の実施日数を加えた日数」とする。

18　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号イに規定する対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年九月三十日までの期間中に判定基礎期間の初日がある教育訓練に係る同号の適用については、同号イ(2)(ii)中「所定労働時間内に行われるものであってその受講日において当該対象被保険者を業務に就かせないものであること。」とあるのは、「所定労働時間内に行われるものであること。」とする。

19　新型コロナウイルス感染症関係事業主が行う第百二条の三第一項第二号ロに規定する出向対象被保険者の令和二年四月一日から令和四年九月三十日までの期間中の出向に係る同号の規定の適用については、同号ロ(2)中「三箇月」とあるのは、「一箇月」とする。20　　(略)

⌋⌋⌋

接種と死亡の因果関係　99%は「評価できない」

厚生労働省の「副反応検討部会」の資料によると、新型コロナワクチン接種後のタイミングで死亡が報告されたケースは、5 月 15 日までに累計 1726 人。100 万回接種あたり 6 人ほどの頻度だ。

では、接種と死亡とに因果関係があるかどうかをみると、「否定できない」が 0%、「認められない」が 0・6%で、「情報不足などのため評価できない」が 99・4%と大半を占めた。

こうした事例は、国の「副反応疑い報告制度」に基づいて集められる。患者を診た医師は、症状が接種に関連するかもしれないと考えるとき、国への報告が義務となっている。承認前の臨床試験（治験）では見つけられないような、まれな副反応などの早期発見に役立つとされ、新型コロナワクチンでも、心筋炎や心膜炎などについて、海外からの報告とあわせて早い段階での注意喚起につながった。

「接種していない人」との比較ができない

だが、接種により死亡が増えたのかを検証するには、接種した人と接種していない人の死亡率を比べる必要がある。同制度では「接種した人」の中でもさらに「症状あり」の人の情報しか報告されず、そのような比較ができない。

6 月に開かれた部会では、このような限界の中で、死亡率の比較を試みている。2019 年の人口動態統計をもとに、脳卒中や肺塞栓といった特定の症状で、普段はどのくらいの頻度で死者が出ているかを算出。ワクチン接種者でのこれらの症状での死亡が、普段の頻度より高くなっていないことを確認し、「接種体制に影響を与える重大な懸念は認められない」とした。

ただし、ワクチン接種と異なる目的で集められたデータを、半ば強引に使わざるを得ず、厳密な比較とは言えない。

米 VSD で検証→「死亡リスク上昇は見られない」

米国や北欧諸国には、まれな副反応の早期発見のための仕組みだけでなく、「接種で死亡率は上がるのか」などの仮説検証ができる仕組みもある。

米国のものは「ワクチン安全…

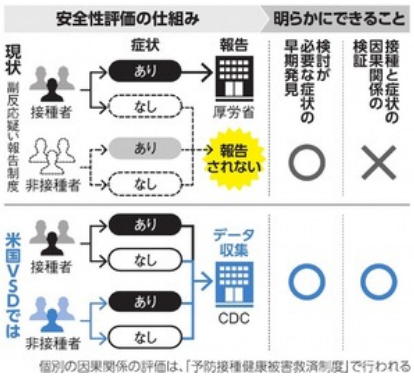

安全性評価の仕組みと明らかにできること

****

[3] <u>危険ドラッグの成分３物質を新たに指定薬物に指定～指定薬物等を定める省令を公布しました～</u>

＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xbaQU2s41bQRDlhY

厚生労働省は、本日付けで危険ドラッグに含まれる別紙の３物質を新たに「指定薬物」（※１）として指定する省令（※２）を公布し、令和４年７月８日に施行することとしましたので、お知らせします。

新たに指定された３物質は、６月27日の薬事・食品衛生審議会薬事分科会指定薬物部会において、指定薬物とすることが適当とされた物質であるため、早急に指定（※３）を行うこととなります。

施行後は、これらの物質とこれらの物質を含む製品について、医療等の用途以外の目的での製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されます。

なお、これらの物質は、輸入時に新たに発見された物質や海外で流通している物質であり、厚生労働省は危険ドラッグが海外から輸入され、乱用されることのないよう水際（輸入）対策を強化していく方針です。

また、今後、インターネットによる販売も含め、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す

る法律に基づく無承認無許可医薬品としての指導取締りも強化していく方針です。
危険ドラッグについては、販売、購入、輸入等をしないよう強く警告いたします。
※１　厚生労働大臣は、中枢神経系への作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれのある物を「指定薬物」として指定する（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第15項）。指定薬物は、製造、輸入、販売、所持、使用等が禁止されている（罰則：３年以下の懲役または300万円以下の罰金。業としての場合は５年以下の懲役または500万円以下の罰金）。
※２　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第98号）
※３　部会において指定薬物とすることが適当とされた物質については、使用による健康被害等を防止するため、パブリックコメントの手続きを省略し、指定薬物として早急に指定することとしている。

別紙

https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000791456.pdf

新たに指定された指定薬物の名称

［物質１］　省令名：２－（エチルアミノ）－２－（３－メチルフェニル）シクロヘキサノン
通称等：DMXE、Deoxymethoxetamine、3’-methyl-2-oxo-PCE、3D-MXE

［物質２］　省令名：１－（２－ジエチルアミノ）エチル－５－ニトロ－２－（４－プロポキシベンジル）ベンズイミダゾール
通称等：Protonitazene
CAS番号：119276-01-6　＊

［物質３］　省令名：１－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インドール－３－カルボキサミド
通称等：CUMYL-CBMICA

＊　ACSES事務局調べ

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働省令第 98 号）

［官報］　令和４年６月 28 日　特別号外　第 59 号　1～2 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628t00059/20220628t000590001f.html

○厚生労働省令第 98 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年６月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四	（指定薬物） **第一条**　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四

十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十四　　（略） 五十五　　（略） 五十六　２－（エチルアミノ）－２－（３－メチルフェニル）シクロヘキサノン及びその塩類 五十七　（略） 五十八～百　（略） 百一　（略） 百二　１－（２－ジエチルアミノ）エチル－５－ニトロ－２－（４－プロポキシベンジル）ペンスイミダゾール及びその塩類 百三　（略） 百四～百七　（略） 百八　（略） 百九　１－（シクロブチルメチル）－Ｎ－（２－フェニルプロパン－２－イル）－１Ｈ－インドール－三－カルボキサミド及びその塩類 百十　（略） 百十一～三百十四　（略）	十五号。以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。 一～五十四　　（略） 五十五　２－（エチルアミノ）－２－フェニルシクロヘキサノン及びその塩類 （新設） 五十六　　（略） 五十七～九十九　（略） 百　Ｎ・Ｎ－ジイスフロピルトリプタミン及びその塩類 （新設） 百一　１－（ジエチルアミノ）エチル－２－（４－メトキシベンジル）－５－ニトロペンスイミダゾール及びその塩類 百二～百五　（略） 百六　Ｎ・Ｎ－ジエチル－５－メトキシトリプタミン及びその塩類 （新設） 百七　４－（シクロプロピルカルボニル）－Ｎ・Ｎ－ジエチル－７－メチル－４・６・６ａ・７・８・９－ヘキサヒドロインドロ［４・３－ｆｇ］キノリン－９－カルボキサミド及びその塩類 百八～三百十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

****

[4] ***健康安全***

◇熱中症対策に「手のひら冷却」を

＜NHK　2022 年 6 月 28 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220628/k10013692161000.html

梅雨明け直後は多くの人が暑さに慣れていないため、熱中症のリスクが高くなります。

専門家は、熱中症対策のひとつとして、「手のひら」などを冷やすことが効果があるとしています。

手のひらに体温調整の役割担う血管

体温調節の仕組みに詳しい、神戸女子大学の平田耕造名誉教授は「両手のひらは、面積が体全体の 5%しかないが、AVA＝動静脈吻合（どうじょうみゃくふんごう）という、体温調整の役割を担う血管があり、そこに熱い血液を流して、手のひらから熱を逃がしている。空気中に手のひらをさらしているだけでも熱は逃げていくが、冷たいものと接触させることで、体温を早く下げやすくする効果がある」と話します。

平田名誉教授によりますと、手のひらや足の裏の AVA を流れる血液の量は、毛細血管を流れる血液に比べて 1 万倍ほど多く、手のひらや足の裏を冷やすことによって、効率よく体を冷やすことができるということです。

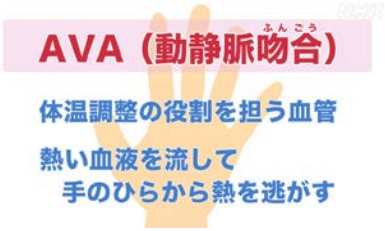

練習中に手のひら冷やし熱中症対策

京都市右京区にある京都先端科学大学の野球部では、練習中の熱中症対策として、大阪の企業が開発した、1 時間から 2 時間ほど冷却効果を保つ特殊な保冷剤を手で握って、体温を下げる取り組みを、試験的に始めています。
まず、学生たちは練習を始める前に保冷剤を握って手のひらを冷やし、その後、走り込みなどの合間の休憩のたびに、こまめに手のひらを冷やしていました。
水分補給などと合わせて行うことで、体温を下げて熱中症のリスクを下げる効果を期待しているということです。
野球部の部員は「涼しい状態で楽に運動ができました」と話していました。
京都先端科学大学野球部の梶田和宏コーチは「短い時間で簡単に体温を下げられるのがいい。学生たちが熱中症の対策をしながら上手に部活動をするうえで、強力なサポーターになってくれると思います」と話していました。

冷やしすぎには注意

神戸女子大学の平田名誉教授によりますと、手のひらなどを冷やす際には、氷など 10 度を下回る冷たすぎるものではなく、15 度程度のものを使うとよいそうです。
AVA を冷やしすぎてしまうと、たくさんの血液を流すために拡張していた血管が、逆に収縮してしまうことがあり、熱を発散しにくくなるということです。
平田名誉教授は「水道水を洗面器などにためて、そこに手や足を入れるだけで、十分、効果的に体温を下げることができる」と話していました。

“体の反応が真夏ほど追いついていない”

平田名誉教授は、梅雨が明けたばかりで厳しい暑さが続く今の季節の注意点として「6 月や 7 月の上旬というのは、すでに非常に暑くなっているにもかかわらず『血液をたくさん流そう、たくさん汗を出そう』という、暑熱順化といわれる体の反応が、真夏ほど追いついていないため、注意する必要がある」と指摘しています。
そのうえで「暑熱順化が追いついていないことを自覚したうえで、積極的にエアコンを使うとか、水分補給を積極的にするとか、早め早めに対策してほしい」と呼びかけています。

****

[5] *医薬品等*

◇生物学的製剤基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 216 号）

［官報］ 令和 4 年 6 月 28 日　号外　第 138 号　3～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628g00138/20220628g001380003f.html

〇厚生労働省告示第 216 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和 4 年 6 月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―改正された医薬品の項目名のみ抽出、記載＜ACSES 事務局＞―

医薬品各条

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

肺炎球菌ワクチン

沈降 10 価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD，破傷風トキソイド，ジフテリアトキソイド結合

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

――――――――――

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 217 号）

［官報］ 令和４年６月 28 日　号外　第 138 号　5～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628g00138/20220628g001380005f.html

○厚生労働省告示第 217 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を
要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年６月 28 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

―改正された医薬品の項目名のみ抽出、記載＜ACSES 事務局＞―

１　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量

生物学的製剤

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

肺炎球菌ワクチン

沈降 10 価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

２　検定基準

生物学的製剤

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

肺炎球菌ワクチン

沈降 10 価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）

乾燥ヘモフィルスｂ型ワクチン（破傷風トキソイド結合体）

****

[6] ***農薬***

◇農薬登録情報ダウンロードを更新しました。

＜農林水産消費安全技術センター(FAMIC)　2022 年６月 24 日＞　http://www.acis.famic.go.jp/ddownload/

****

[7] ***食品安全衛生関係***

◇遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産省・環境省告示第３号）

［官報］ 令和４年６月 28 日　本紙　第 764 号　4～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628h00764/20220628h007640004f.html

---

◇食品安全情報(化学物質)No.１３(2022)を掲載しました。

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年６月 23 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202213c.pdf

○別添　　http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202213ca.pdf

---

◇食品関連情報（食品中の化学物質に関する情報）

＜国立医薬品食品衛生研究所(NIHS)　2022 年６月 23 日＞

http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/chemical/index-topics.html

「食品安全情報（化学物質）」のトピックスが更新された（2022 年 6 月更新）。

****

[8] ***温暖化対策関係***

◇「カーボン・クレジット・レポート」及び本年９月から実施するカーボン・クレジット市場の実証事業に係る制度骨子が公表されました

＜経済産業省　2022 年 6 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628003/20220628003.html?from=mj

---

◇温暖化進めば…　あと 30 年で「前代未聞」の大干ばつが常態化か

＜朝日新聞　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6X5STFQ6WULBH00Q.html

地球温暖化がこのまま進めば、今世紀半ばごろまでに「前代未聞」と言われるような大きな干ばつが 5 年以上続く事態が世界各地で相次ぐようになる――。こんな予測を、日欧米韓の国際研究チームがまとめた。地中海沿岸域や南米南部などで過去最大を超える「異常」が常態化するが、温室効果ガスの削減対策を進めれば、その時期を遅らせ、続く期間も短くできるとしている。

研究成果が 28 日付の英科学誌ネイチャーコミュニケーションズ（https://www.nature.com/articles/s41467-022-30729-2）に発表された。日本は全体としては変化があまり見られないが、局所的には西日本の一部などで干ばつ頻度が増加する可能性が示唆されたという。

東京大や国立環境研究所が参…

◇脱炭素の強化求める株主提案、5 社すべてで否決　3 割近い賛成の案も

＜朝日新聞　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ6Y5TCHQ6YULBH001.html

今年の株主総会では、5 社に対して行われた脱炭素戦略の強化を求める株主提案のすべてが 29 日までに否決された。ただ、3 割近い賛成を集めた提案もあった。ロシアのウクライナ侵攻でエネルギー安定供給への注目が急速に高まる中でも、気候変動問題への投資家の関心が高いことを示す結果にもなった。

電源開発への脱炭素関連の株…

****

[9] ***エネルギー問題***

◇我が国の石油・天然ガスの自主開発比率(令和３年度)を公表します

＜経済産業省　2022 年 6 月 28 日＞

https://www.meti.go.jp/press/2022/06/20220628001/20220628001.html?from=mj

****

[10] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度バイオマス産業都市構想の提案を募集

＜環境省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00110.html

---

◇「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び 第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示案」に対する意見募集（パブリックコメント）について

＜経済産業省・環境省　2022 年 6 月 23 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=195220014&Mode=0

◇硫酸銅に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 6 月 22 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_wine_cupric_sulfate_040622.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「富岳」を活用した創薬 DX を目指す研究課題が「富岳」Society5.0 推進利用課題として採択されました！
＜文部科学省　2022 年 6 月 28 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghKac7Px0j28fbG
****

[11] *その他省庁発表*

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1071 号）

［官報］　令和 4 年 6 月 28 日　本紙　第 764 号　4 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220628/20220628h00764/20220628h007640004f.html

---

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 1074 号）

［官報］　令和 4 年 6 月 29 日　本紙　第 765 号　6～7 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220629/20220629h00765/20220629h007650006f.html

---

◇令和 5 年度からの私立大学の収容定員の増加に係る学則変更予定一覧（答申）
＜文部科学省　2022 年 6 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghMac7QsddbolbG

◇「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」を策定しました
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A-YvBpLIXmK2KraRY
****

[12] *関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等*

[開催案内]

・光化学オキシダント植物影響評価検討会（第２回）の開催について　　７月４日
＜環境省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00104.html
（1）　第１回検討会に係る報告事項
（2）　光化学オキシダントの特性等について
（3）　植物におけるオゾンの影響とその応答機構等について
（4）　光化学オキシダントの植物影響に係る検討の範囲について

・中央環境審議会環境保健部会（第 48 回）の開催について　　７月７日
＜環境省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00064.html
1. 特定外来生物被害防止基本方針の変更について（審議）
2. その他（報告事項）

・第２回大麻規制検討小委員会資料を掲載します
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E_Y9XvNtA7Q9dbeBY
議題１　大麻の適正な利用の促進
（1）　大麻事犯の現状について
（2）　カンナビノイドの化学的性質
（3）　大麻由来製品の使用と THC による使用の立証について
議題２　適切な栽培及び管理の徹底
（1）　大麻栽培と精麻の加工
（2）　大麻草の栽培規制と栽培管理について
議題３　議題のまとめ
（1）　大麻取締法等の改正に向けた論点について②

・第 15 回これからの労働時間制度に関する検討会　　７月１日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9YagY1sI5YQhO-hY
労働時間制度について

・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 研究開発及び生産・流通部会）　　７月６日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9YfNqL4blKGGrmhY
(1) 今後のパンデミックに備えるべき「重点感染症」について
(2) その他
・第 29 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会研究開発及び生産・流通部会(Web 会議)の開催について
　　７月６日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zb_1kIYjrJm-lpBY
（１）今後のパンデミックに備えるべき「重点感染症」について
（２）その他
・第５回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」　　６月３０日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=8xbf9mI4rpJG2nthY
（１）精神障害の労災認定の基準について　（２）その他

[開催記録、報告、資料等]

・医療用医薬品の流通改善に関する懇談会（第３３回）資料　　６月２９日
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zb6YW2Mw3bwZA5BY
１．流通改善の課題と進捗状況について　２．その他
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会ガス安全小委員会（第 26 回）　　6 月 28 日
＜経済産業省　2022 年 6 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/45986
1. 都市ガス分野における災害時連携計画の記載項目（案）について
2. その他
・第 67 回 食品表示部会 議事録　　6 月 6 日
＜内閣府　2022 年 6 月 28 日＞
https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/syokuhinhyouji/bukai/067/gijiroku/index.html
1. インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブックについて
2. 「即時型食物アレルギーによる健康被害に関する全国実態調査」の概要について
・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 省エネルギー小委員会 建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会 建築物エネルギー消費性能基準等小委員会 合同会議（第１６回）　　6 月 29 日
＜経済産業省　2022 年 6 月 28 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/46167
1. 分譲マンションの住宅トップランナー基準について
2. 大規模非住宅建築物の省エネ基準の引上げについて
3. 共同住宅等の外皮性能の評価単位の見直しについて
4. 住宅の誘導基準の水準の仕様基準（誘導仕様基準）の新設について
5. 共同住宅等の外皮性能の評価方法の見直しについて
6. 住宅の仕様基準の簡素合理化・誘導仕様基準について
7. 共同住宅等の外皮性能に係る ZEH 水準を上回る等級について
・科学技術・学術審議会　大学研究力強化委員会（第 4 回）議事録　　5 月 30 日
＜文部科学省　2022 年 6 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/aghMac7QsddbolbF
1. 大学研究力強化に向けた取組　（1. 世界と伍する研究大学の実現に向けた大学ファンドの創設 2. 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ 3. 大学の強みや特色を伸ばす取組の強化（大学研究力関係））
2. その他
・第 4 回「オンラインゲームに関する消費生活相談員向けマニュアル作成に係るアドバイザー会議」(持ち回り開催)の会議資料を公表しました　　6 月 23 日

＜消費者庁　2022 年 6 月 29 日＞
https://www.caa.go.jp/policies/future/meeting_materials/review_meeting_001/029254.html
　　オンラインゲームに関する消費生活相談対応マニュアル(案)について
****
[13] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・デンマークからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年 6 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220629.html
----
◇***薬物関係***
・薬物乱用防止に関する情報
＜厚生労働省　2022 年 6 月 28 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M9YagY1sI5YQhOOhY

・「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップについて（令和３年の薬物情勢公表）
＜厚生労働省　2022年6月28日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xyLudXmY12LkcAZVY
********** 以上 **********